

# 防府市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果

## 意見募集期間

令和2年12月21日（月）～令和3年1月19日（火）

## 意見提出状況

提出者数 1 人  
意見の数 1 件

## 意見への対応

- A：意見を受けて加筆・修正したもの 0 件
- B：事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの 0 件
- C：既に記載済みまたは対応済みのもの 0 件
- D：意見を反映することが困難なもの 1 件
- E：その他 0 件

## 意見に対する市の考え方

意見等の概要及びそれに対する市の考え方

	意見	意見に対する市の考え方	対応区分
1	<p>現在防府市では、都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域が線引きされて存在します。</p> <p>私が居住している大崎・江良地区についてですが、その殆どが「市街化調整区域」になっていて、市街化を抑制するという趣旨から簡単に家を建てるとか、土地を売買することができないでいます。</p> <p>元々市街化を抑制して農業を振興するというのが、この法律の目的でしょうが、現状、兼業にしろ農業をする人は相当減ってきていて、最近の「耕作放棄地」の増加は眼を見張るものがあります。</p> <p>農業に関する政策は、それぞれの地域の異なる実情によって対策は難しいです。単に「大規模農業を進める。」とか「中間管理機構に任せる。」では、うまくいくはずがありません。ここでは「農業」が主題ではないので細かく申しませんが、もっと市民からの自由な発想、それが使える環境づくりが必要だと思います。</p> <p>今回、居住誘導区域、都市機能誘導区域（以下「市の計画」という。）を設定する計画ならば、例えばこの大崎・江良地区のような本来の「市街化調整区域」の機能を果たしていない地域を、全部でないまでも部分的に設定してみてもどうでしょうか。</p> <p>勿論前提として「市街化調整区域」をはずす必要があります。</p> <p>この地区は、以外と市街地に近く、周辺は大きな病院、スーパー、学校等社会的インフラが調っています。</p> <p>キッカケさえつかめば、この市の計画は成功し、市の活性化に寄与するものと思います。</p>	<p>居住誘導区域、都市機能誘導区域は、都市再生特別措置法の規定により市街化調整区域に定めることができません。また、本計画は区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を定めるものではありません。この度いただいた意見については、市全体の区域区分を見直す際の参考にさせていただきます。</p>	D